

地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

筑前町長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

(印)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
- (5) 木竹の伐採

を行う為、下記により届け出ます。

記

1 行為の場所 筑前町

2 行為の着手予定日 平成 年 月 日

3 行為の完了予定日 平成 年 月 日

4 設計又は施工方法

| (1) 土地の区画形質の変更     |  | 区域の面積 m <sup>2</sup>         |                |                |
|--------------------|--|------------------------------|----------------|----------------|
| 建築物の建築又は工作物の建設     | (イ) 行為の種別 ( 建築物の建築 ・ 工作物の建設 )( 新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転 ) | 届出部分                         | 届出以外の部分        | 合計             |
|                    | (口) 敷地面積   |                              |                | m <sup>2</sup> |
|                    | ( ) 建築又は建設面積                                       | m <sup>2</sup>               | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                    | ( ) 延べ面積   | m <sup>2</sup>               | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                    | ( ) 高さ   | 地盤面から m                      |                |                |
|                    | ( ) 用途   |                              |                |                |
|                    | ( ) 屋根の形状  |                              |                |                |
|                    | ( ) 屋根及び外壁の色彩                                      | 屋根                           | 外壁             |                |
|                    | ( ) 壁又はさくの構造                                       |                              |                |                |
| (3) 建築物等の用途の変更     |  | (イ) 変更部分の延べ面積 m <sup>2</sup> |                |                |
|                    |  | (口) 変更前・後の用途                 | 前              | 後              |
| (4) 建築物等の形態又は意匠の変更 |  | 変更の内容                        |                |                |
| (5) 木竹の伐採          |  | 伐採面積 m <sup>2</sup>          |                |                |

備 考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1つの届出書によることができる。